地域安全まちづくり推進計画 (第6期) の策定方針について

1 趣旨

地域安全まちづくり推進計画(第5期)の計画期間が令和4年3月で終了することに伴い、第5期計画策定後の社会情勢の変化を盛り込んだ第6期推進計画(R4~R6)を、地域安全まちづくり審議会に諮問の上、策定する。

2 基本的な考え方

(1)地域安全まちづくり条例に準拠した推進計画の基本理念、施策展開の3本柱、4つの留意点など基本的な枠組みは、地域安全まちづくりの普遍的なものであるため継承する。

【参考】第5期計画の基本理念等(第1期から継承)

[基本理念] 人と人、人と地域のきずなを強め、地域社会の力を基本として安全に安心して 暮らすことのできる元気な兵庫の実現をめざす。

[施策体系の3本柱] ①地域安全まちづくり活動の支援(条例7条)

②子ども、高齢者等の安全確保の支援(条例8条)

③防犯に配慮した施設の管理・整備の支援(条例9、10条)

[4つの留意点] ①地域の総合力の向上、②人づくり、③ネットワークづくり、④活動環境 の整備

3 策定にあたっての留意点

(1) 第5期推進計画の検証結果を踏まえること

[課題例]・まちづくり防犯グループ構成員の高齢化・少人数化

- まちづくり防犯グループの減少
- ・事業所の地域防犯活動への参加が少ない(防犯責任者の設置等)
- (2) 第5期計画策定後の社会情勢等の変化に対応すること
 - ① コロナ禍のなかでのまちづくり防犯グループ活動

令和2年1月に国内初の感染者が確認された新型コロナウィルス感染症は、同年4月から5月にかけて緊急事態宣言発令、以降は小康状態と感染拡大を繰り返し、数度にわたり緊急事態宣言か発令されるものの感染状況は収束せず現在に至っている。この間、感染拡大防止のため、人と人との接触機会の低減、三密の回避、会食の自粛、外出の自粛等が強く要請され、社会経済活動に大きな影響を与えた。地域においても、多数の人が集まる行事や活動が中止された。しかし、防犯グループアンケート調査によると、この状況下においても、活動への意欲は堅調で、防犯パトロールや登下校時の子どもの見守り活動など日常的な活動は継続実施しているグループが多くみられた。

② 電話やメール、SNS 等見えない場所からの攻撃の増加

刑法犯認知数が毎年減少する中、令和2年中における特殊詐欺の認知件数は1,027件 (対前年比+369件)、被害額は約16億6,000万円(対前年比+約5億,6000万円)とい ずれも全国最悪の増加となった。通信販売や送りつけ商法に係る消費者トラブルが増加しており、令和2年度の消費者苦情相談件数は44,761件(対前年比+4,510件)と過去10年間で最多となった。また、コンピュータやインターネットを利用したサイバー犯罪についての相談のうち、令和2年の詐欺、悪徳商法による被害に関するものが1,819件(対前年比+604件)やクレジットカード番号窃盗等クレジット犯罪被害に関するものが414件(対前年比+163件)などと、ここにおいても消費者トラブルが急増している。

また、青少年へのスマートフォン等のインターネット接続機器の急速な普及に伴い、 SNS 等の利用が起因となり、青少年が児童ポルノ製造や児童買春等の性被害に遭うケースも増加している。

いずれも、社会から孤立しがちな高齢者や青少年を狙った見知らぬ相手からの電話やメール、SNS 等による接触が端緒であり、地域社会から被害が見えにくい状況にある。

③ 上記①②を踏まえ、施策展開について、推進計画の8つの行動を組み替えて、「見えない場所からの犯罪への対応」を取組の柱として新たに掲げる方向で検討。

第5期推進計画	第6期推進計画(案)
8つの行動	8 つの行動
〈行動 1〉みんなで安全安心な地域をつくる	〈行動 1〉みんなで安全安心な地域をつくる
《行動 2>地域の防犯力を向上する	〈行動 2〉見えない場所からの犯罪から地域を守る
〈行動 3〉子どもが安全に安心に暮らせる地域を つくる	〈行動 3〉子どもが安全に安心に暮らせる地域を つくる
〈行動 4〉女性が安全に安心に暮らせる地域を つくる	〈行動 4〉女性が安全に安心に暮らせる地域を つくる
〈行動 5〉高齢者、障害者が安全安心に暮らせる地域をつくる	〈行動 5〉高齢者、障害者が安全安心に暮らせる地 域をつくる
〈行動 6〉犯罪被害者等の支援を充実する	〈行動 6〉犯罪被害者等の支援を充実する
〈行動 7〉更生支援と再犯防止対策を推進する	〈行動 7〉更生支援と再犯防止対策を推進する
〈行動 8〉安全で安心な住みやすい環境づくりを推進する	〈行動8〉安全で安心な住みやすい環境づくりを推進する

(3) 県民にとってわかりやすい目標、活動方向を示すこと

① 成果指標

ア) 客観的成果指標

第1期計画から活用している「刑法犯認知件数」を、引き続き成果指標とする。 加えて、県民運動の成果としてわかりやすい住民目線の成果指標として、第5期計 画から設定した重点目標(案、特殊詐欺被害件数、子どもの声かけ事案等発生件数等) を引き続き設定する。

イ) 主観的成果指標

県民にとってわかりやすい主観的指標として、県民意識調査において「住んでいる 地域は治安がよく、安心して暮らせると思う人(体感治安)」の割合を活用する。

②県が行う個別施策の目標である「活動指標」についても、必要に応じ項目、目標を見直す。